

保護者各位

豊山町教育委員会
豊山町内小中学校

非常災害時等における児童生徒の登下校のお知らせ

みだしのことについて、原則として下記のとおり対応します。東海地震が発生した場合は、お子様が在校時においては全保護者の方による引き取りにいたしましたので、各ご家庭におかれましても、ご承知かたがたご協力の程よろしくお願ひします。

記

1 暴風(雪)警報発令の場合

* 豊山町の該当する区域は、尾張西部、愛知県西部あるいは愛知県全域です。

(1) 登校前に暴風(雪)警報が発令された場合

ア 午前6時30分までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行います。

イ 午前6時30分から午前11時までに、警報が解除された場合は、解除後2時間を経てから授業を始めます。

ウ 午前11時を過ぎても警報が解除されない場合は、臨時休校とします。

* 上記ア、イの場合でも、通学路に危険が予想される場合は、登校を見合わせ、その旨学校へご連絡ください。

(2) 登校後に暴風(雪)警報が発令された場合

ア すぐに授業を中止し、児童等が安全に帰宅できると判断した場合は、速やかに下校させます。

イ 児童等が安全に帰宅できないと判断した場合は、校内で待機させ、危険が去ってから下校させます。

2 集中豪雨等の場合(大雨洪水等の警報を含む)

(1) 登校前に集中豪雨等があった場合

ア P T A委員の方は、学校と連絡を取り合い、児童等の安全な登校にご協力ください。

イ なお、通学路に危険が予想される場合は、登校を見合わせ、その旨学校へご連絡ください。

(2) 登校後に集中豪雨等になった場合

ア 気象情報や通学路の状況により安全を確認し、危険が去ってから下校させます。

3 東海地震の場合

(1) 東海地震発生についての「注意情報」が発せられた場合

ア 児童生徒が在校中に「注意情報」が発せられた場合は、授業、部活動等を中止し、学校職員及びP T A委員、保護者、地域の方の協力により速やかに下校させます。

イ 児童生徒が登下校中に「注意情報」が発せられた場合は、学校職員及びP T A委員、保護者、地域の方の協力により速やかに帰宅させます。

ウ 児童生徒が在宅中に「注意情報」が発せられた場合は、休校もしくは家庭待機とします。

(2) 地震による被害が出た場合

ア 登校前に地震が発生した場合

○ 周辺の被害が大きく登校が困難な場合は、学校から連絡があるまで自宅で待機させてください。

○ 上記以外の場合、P T A委員の方は、学校と連絡を取り合い、児童生徒の安全な登校にご協力ください。

イ 登校後に地震が発生した場合

○ 周辺の被害が大きく下校が困難な場合は、校内で安全を確保し、待機させます。保護者に来校していただいて直接引き渡します。

4 その他

(1) 暴風(雪)警報・地震注意情報以外の警報の場合は、学校からの家庭待機の連絡がなく、通学路上の危険がない限り、登校させてください。

(2) 電話による学校への問い合わせは、ご遠慮ください。緊急の場合の連絡については、緊急連絡網あるいは町の広報を通して行います。ケータイ連絡網サービスに登録した保護者の方には、暴風(雪)警報・地震注意情報を送信します。

(3) このお知らせは、ご家庭で保管され活用していただきますようお願いいたします。